

政令-3(1)	トリクロロニトロメタン		
英文名	Trichloronitromethane		
別名	クロロピクリン ニトロクロロホルム ニトロトリクロロメタン		
英文別名	Chloropicrin Nitrochloroform Nitrotrichloromethane		
* 通称名又は グループ名 又は商品名			
輸出統計品目No	原体:2904.90-100 製剤:3809.10-900	化審法No	2-199
CAS No	76-06-2		
分子式	CCl ₃ NO ₂		
構造式	<div style="text-align: center;"> $\begin{array}{c} \text{Cl} \\ \\ \text{Cl} - \text{C} - \text{NO}_2 \\ \\ \text{Cl} \end{array}$ </div> <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 分子量 164.38 (計算) 融点 -64 °C 沸点 112.3 °C 比重 1.651 屈折率 </div>		
性状	<ul style="list-style-type: none"> ・無色でいくぶん油状の液体。 ・不快な刺激臭と催涙性。 ・加熱すると分解し、塩化水素及びNO_xのきわめて有毒なガスを発生する。 ・水に微溶、石油ベンジン、二硫化炭素、アルコールに溶けやすい。 ・許容濃度 0.1ppm(0.67mg/m³) ・常温で揮発しやすい。 		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤 ・土壌弛緩剤 ・薫蒸剤 ・染料の原料 ・有機合成原料 		
生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・国内生産:3社 ・2009農薬年度 原体:7,421トン 製剤:5,700トン(濃度 80%) 3,403トン(濃度 99.5%) 錠剤:99トン 輸入=2,379トン(原体) 		
化学兵器禁止条約関連	AG Noと名称	—	
	CWC Schedule 3 A. Toxic Chemicals:	(4)Chloropicrin: Trichloronitromethane	
	貨物等省令、運用通達 化兵法	貨物等省令 第2条第1項第二号 ト 運用通達(解釈) 3 化兵法施行令: 別3第2種指定物質・毒性物質 (四)	
	軍事コメント	薫蒸剤等として民間でも大量に使用されている。軍事的な使用の可能性は低い、輸出先、エンドユースの確認が必要である。	
その他 (適用法令等)	毒劇法:第2条劇物 指定令2条 劇物(含む製剤) 消防法:第9条の3 危険物令第1条 貯蔵等の届出を要する物質 化管法:第2条第2項 施行令第1条 第1種指定化学物質 労安法:第57条1 施行令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物 労安法:第57条の2 施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物 港則法:第21条の2 施行規則第12条 危険物・高圧ガス/危険物・毒物類 航空法:施行規則194条 輸送禁止 船舶安全法:危規則第3条 高圧ガス/毒物		